

熊本市動植物園条例の一部改正について

熊本市動植物園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市動植物園条例の一部を改正する条例

熊本市動植物園条例（平成 3 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (1)入園料の表備考に次の 3 項を加える。

- 6 年間入園券は、1 枚につき 2, 000 円とする。
- 7 年間入園券の有効期間は、購入日から 1 年間とする。
- 8 年間入園券を利用することができる者は、小学生以上の者とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

熊本市動植物園の年間入園券に係る使用料を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。